

「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」 の活用事例

「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」は、事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行う場合に、その費用の一部を助成することにより、事業主の一時的な経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

今回は、これらの助成金を効果的に活用した事例を紹介します。

事例 1

～新規採用者のために、障害者用トイレを新設～

【障害者作業施設設置等助成金 (第1種)】



電子部品等の販売・修理サービスを営むA社は、技術者として高い能力を持つBさん(車いす使用者)の新規採用を決定しました。ところが、工場には車いすのまま利用できるトイレがなく、採用後すぐに出勤できる状況にはありませんでした。

そこでA社は、助成金を活用してBさんのために急いで障害者用トイレを新設しました。トイレ完成までの間、Bさんは在宅就労により仕事をこなし、障害者用トイレ完成後、待ちに待った工場での勤務が始まりました。現在は、自身の高い技術力を活かして、工場で充実した仕事を続けており、A社の貴重な戦力となっています。

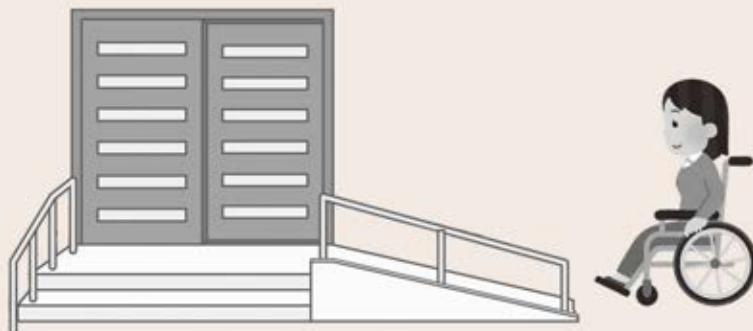
事例 2

～従業員食堂を利用する際の不便を解消～

【障害者福祉施設設置等助成金】

車いすを使用するCさんにとって、職場での昼食は楽しみの一つでもありました。しかし、食堂までの廊下に段差があること、食堂の出入口の開き戸が自分で開閉することができないこと、食堂にある洗面台は下に空間がないために、車いすに乗ったままでは利用できないことに不便を感じていました。

そこでD社は、これらの問題を解消するため、助成金を活用して、廊下にスロープを設置し、食堂の出入口の開き戸を引き戸に交換、また、洗面台は、車いすに乗ったまま利用できる形状に交換しました。これらの改修により、従業員食堂の利用が容易となり、Cさんは今までにも増して昼食を楽しみながら、毎日の仕事に励んでいます。



事例3

～業務をサポートする職場介助者の配置～

【障害者介助等助成金 職場介助者の配置助成金】

E社で経理事務を担当するFさんは、両上下肢に障害があります。そのため、電話での会話はできませんが、受話器の上げ下げやイヤホンをつけたり、話の内容をメモすることがむずかしい状態でした。また、キーボードやマウスの操作はできますが、資料のページをめくったりプリントした資料の受け取りなどは支援が必要で、昼休み中の食事の配膳や飲食の補助などの支援も必要でした。

そこで、助成金を活用してFさんの業務などを直接サポートする職場介助者を配置することにしました。その結果、Fさんは業務を行うなかで、自身の能力を発揮しやすくなりました。



事例4

～住宅手当の整備で通勤を容易に～

【重度障害者等通勤対策助成金 住宅手当の支払助成金】



人混みに強いストレスを感じ電車での通勤が困難なGさんは、職場であるH社へは時差出勤や土日の出勤等を試みましたが、それでも欠勤や体調の不調が多く、仕事では簡単なミスをしてしまうなど支障を抱えていました。

そこでH社は、Gさんの主治医とも相談し、会社へ徒歩で通える範囲の場所にGさんを転居させることにしました。その際、Gさんの経済的な負担が問題となったため、助成金を利用して通常の社員の住宅手当にプラスした手当を支給する仕組みを整備することにしました。通勤の問題が解決したGさんの就業環境は大きく改善され、安定して勤務しています。

※支給に係る要件や申請の期限などの詳細は、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。
機構ホームページでも情報提供しています。 <https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy>

このような
助成金
があります

- ① 作業施設、作業設備などの整備を行う場合 ⇒ 障害者作業施設設置等助成金
- ② 福利厚生施設の整備を行う場合 ⇒ 障害者福祉施設設置等助成金
- ③ 雇用管理のために必要な介助などの措置を行う場合 ⇒ 障害者介助等助成金
- ④ 通勤を容易にするための措置を行う場合 ⇒ 重度障害者等通勤対策助成金